平成２５年（フ）第５５０号
東京都八王子市北野台３丁目３番２号
債務者　遠藤　繁夫
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４４号
東京都町田市図師町2987番地町田荘
債務者　日下部里香子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５７号
川崎市幸区塚越１丁目127番地７　磯田荘１Ｆ
債務者　佐藤由香里
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３００号
川崎市幸区下平間48番地65　カサベルデ201
債務者　尾儀　浩一
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
川崎市幸区下平間48番地65　カサベルデ201
債務者　尾儀　玲子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２９号
川崎市川崎区渡田２丁目７番９号　サカエマンション202
債務者　渡部　　仁
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
川崎市高津区新作５丁目４番16号　第２中村荘208
債務者　七五三掛宇吉
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
川崎市川崎区京町２丁目11番３号　佐野荘101
債務者　高嶋　新吉
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
川崎市宮前区水沢２丁目３番15号　タックヒルズＢ、前住所兵庫県姫路市新在家１丁目６番21号
債務者　前嶋　英男
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
川崎市中原区新城２丁目３番９―401号　広島ビル金城方
債務者　齋藤せつ子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
川崎市川崎区扇町10番１号　第２霧島ビル205
債務者　加藤　雅一
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
愛知県豊橋市西高師町字津森88番地１　Ｃ―101、従前の住所愛知県豊橋市西高師町字白山16番地の９
債務者　斎藤　敦志
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１５１号
愛知県豊橋市西高師町字津森88番地１　Ｃ―101、従前の住所愛知県豊橋市西高師町字白山16番地の９
債務者　斎藤　浩子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２２４号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目２番９―306号
債務者　馬渡　聡子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９１号
横浜市青葉区荏子田２丁目２番地14　スカイテラス202号
債務者　古川　一恵
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部